

# 小松市公共施設マネジメント計画

改訂版

平成26年12月策定

令和4年3月改訂

小松市

## 目次

I	公共施設マネジメントの推進（策定の背景と目的）	
1	公共施設マネジメント導入の背景	1
2	公共施設マネジメント計画の目的	1
3	計画の位置づけ、策定年度・改訂年度	1
4	計画の期間	2
5	対象とする公共施設	3
II	公共建築物・公共インフラの現状と課題	
1	公共建築物	4
	（1）公共建築物の保有状況と推移	
	（2）公共建築物の整備面積別等推移	
	（3）公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移	
2	公共インフラ	7
	（1）公共インフラの保有状況と推移	
	（2）公共インフラの整備面積別等推移	
	（3）公共インフラの有形固定資産減価償却率の推移	
3	人口構造の変化	9
4	財政の状況	10
5	これまでの取組状況	11
III	公共施設の維持管理・更新等の経費	
1	現在の維持管理経費	12
2	将来経費の見込み	12
	（1）単純更新した場合の見込み	
	（2）長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果額	
IV	公共施設マネジメントの基本的な考え方	
1	基本方針	14

- (1) 市民生活の向上や、人々の交流を呼び・好循環を生み出す財産として、施設の機能と提供サービスの質を高めます。
  - (2) 市民・利用者の安全安心や、消費エネルギーなど地球環境にも配慮した、適切な施設の保全を続けます。
  - (3) 民間のノウハウや優れた技術の活用、市民との対話を重視して、皆さんとともに、より良い施設を創ります。
  - (4) 人口構成や生活スタイルの変化への対応と、持続可能な行財政のため、施設の機能転換、統合、廃止・処分を進めます。
- 2 計画の推進体制とPDC Aサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - 3 地方公会計（固定資産台帳）の活用・・・・・・・・・・・・ 18

#### IV 施設類型別のマネジメントの考え方

- 1 公共建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (1) 公共建築物の状況
  - (2) 施設類型別の基本的な方針
- 2 公共インフラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - (1) 公共インフラの状況
  - (2) 施設類型別の基本

## I 公共施設マネジメントの推進（策定の背景と目的）

### 1 公共施設マネジメント導入の背景

本市の保有する学校、保育所、福祉施設、庁舎などの「公共建築物」、道路、河川、上水道、下水道、公園などの「公共インフラ」の多くの施設は、人口増加期にあたる昭和40年代から昭和50年代に建設されてきました。

その結果、公共建築物については、現在築30年以上を経過している公共建築物が半数を超えるようになっており、大規模な改修や建替えの時期を控え、多額の維持・更新費が必要になることとなります。

一方、本市の財政面では、長期的には人口減少により市税収入の伸びが期待できない中、少子高齢化による社会保障関係費の増加により厳しい状況が予測されます。

このような公共施設を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するためには、施設全体を総合的かつ長期的な視点に立って、個々に有する課題を先送りすることなく、また、維持管理の現状や今後のあり方について、行政からの適切な情報提供・情報共有により、市民の皆さんとともに、この取組を市全体で共有していくことが一層重要です。

### 2 公共施設マネジメント計画の目的

本計画の目的は、少子高齢化による人口構成の変化、また地方創生の推進とそれらに伴い求められる施設機能の変化への対応、施設の適切な保全による市民の安全・安心の確保、市民のニーズや満足度に応じた公共サービスの提供を主眼におき、財政運営と連動させながら、経営的な視点に基づき、資産全体の運用効率を高め、公共施設をより良質な資産として次世代へ引き継ぐことにあります。

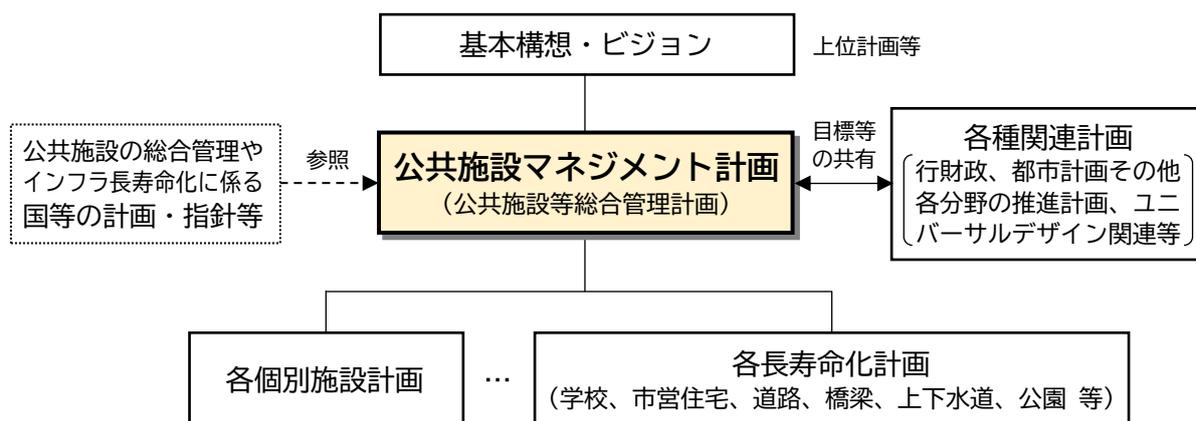
単に公共施設の廃止、縮小を推進するのではなく、機能移転、施設改善などを図りながら、市民サービスへの影響を考慮しつつ、市全体のニーズを踏まえた上で、公共施設の全体最適化に向けたマネジメントを引き続き推進していきます。

### 3 計画の位置付け、策定年度・改訂年度

本計画は、総務省の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号通知）に基づく公共施設等総合管理計画にも該当するものとして、平成26年12月に策定しました。

本市の基本構想やビジョン、その他の関連する計画との整合を図りながら、公共施設管理の総合的指針として、現有施設の将来更新費用を試算するとともに、各種施設やインフラの長寿命化、計画的な更新、整理統合等を進めてきました。

その後、個別施設計画や長寿命化計画等の策定、本市の保有資産管理のための固定資産台帳の整備等の状況のもと、総務省の「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付総財務第6号通知）を踏まえ、令和3年度中に改訂したものです。



— 図表1 計画の位置付け —

## 4 計画の期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）までの10年間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるため、人口推計については国の研究機関が公表している概ね30年後<sup>\*</sup>、将来更新費用については概ね40年後<sup>\*</sup>を見通して、把握・分析を行います。

それらの見通しを踏まえた上で、本市の基本構想や目標、またそれらを具体化したビジョン、各公共施設の個別施設計画や長寿命化計画との整合性を図るため、改訂後の公共施設マネジメント計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年）までの10年間を計画期間として推進します。

ただし、公共施設管理に関する国の制度や指針その他社会環境の変化等がある場合は、見直し等の柔軟な対応を都度図るものとします。

<sup>\*</sup>総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30年2月27日改訂）においても、将来見通しは「今後30年程度の見通しが望ましい」という指針を示しています。このような長期となるのは、国の省令で定められている公共施設等の耐用年数が数十年単位であることから、人口減少社会のもとでの行政サービス需要の見極めには長期的な視点が必要不可欠であること、そして中長期的な経費の見込みとの妥当性の整合を図ることが必要になるためです。



## Ⅱ 公共建築物・公共インフラの現状と課題

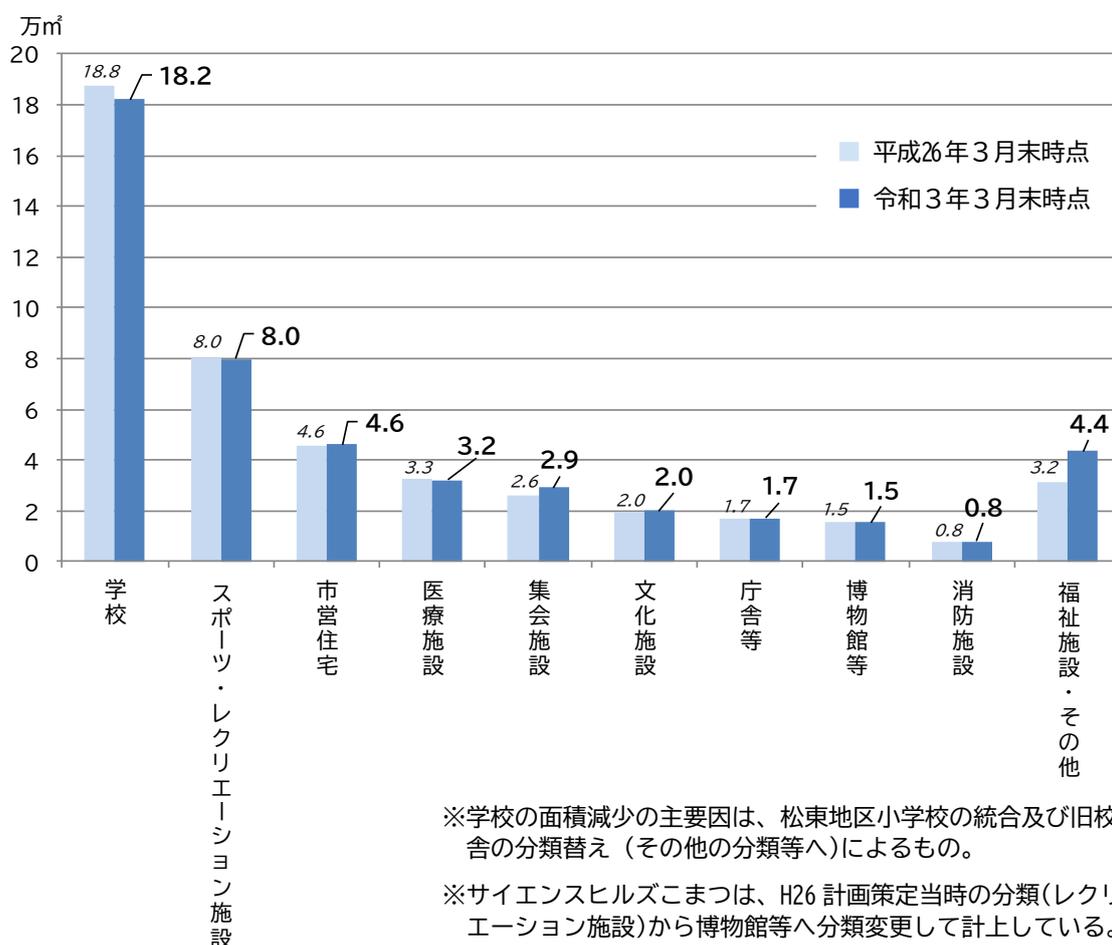
### 1 公共建築物

#### (1) 公共建築物の保有状況と推移

令和3年3月末時点において、本市は287施設、総延床面積約47.4万㎡の公共建築物を保有しています。その内訳は、学校が約18.2万㎡（約38%）、次いで、スポーツ・レクリエーション施設が約8.0万㎡（約17%）、市営住宅が約4.6万㎡（約10%）であり、この3つの用途が全公共建築物の7割近くを占めています。

その他の公共建築物の内訳は、医療施設が約3.2万㎡（約7%）、集会施設が約2.9万㎡（約6%）、文化施設が約2.0万㎡（約4%）、庁舎等が約1.7万㎡（約4%）などとなっています。

これまでに、市営住宅の建替えや保育施設を始めとした各種施設の民営化等により、全体で約1.2万㎡を縮減した一方、各種スポーツ施設やクリーンセンター（図表3のその他に分類）の新設等により、施設総数及び総延床面積（未利用施設分を含む）は、平成26年3月末時点（282施設、46.4万㎡）と比較して増加しています。

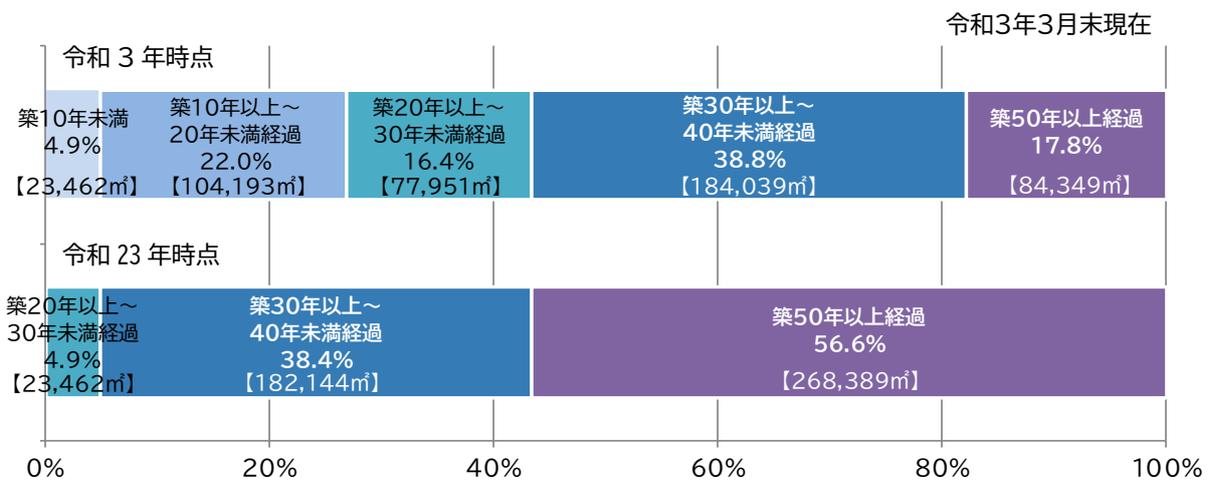


— 図表3 分類別の延床面積の割合と推移 —

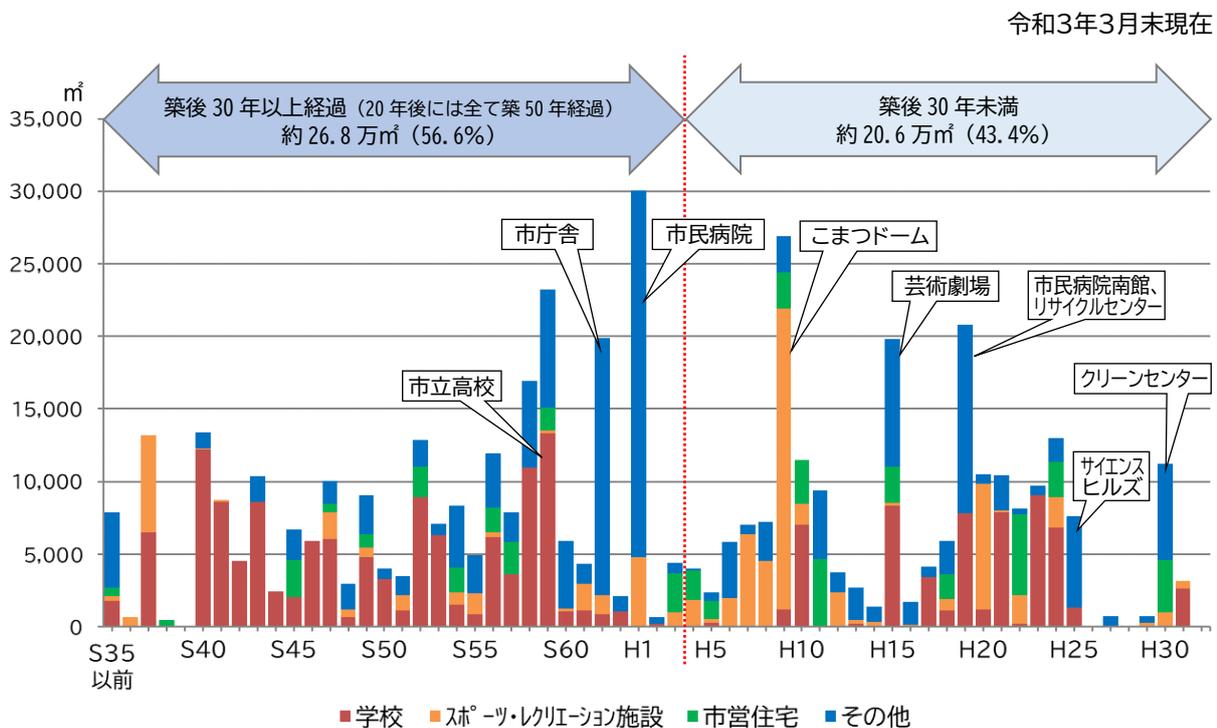
## (2) 公共建築物の整備面積別等推移

本市に現有する公共建築物のうち、人口増加期にあたる昭和40年代から昭和50年代に建設されたものが約4割を占めており、令和3年3月末現在で、築30年以上(平成3年以前)を経過している公共建築物の延床面積は約26.8万㎡(約57%)、このうち築50年以上(昭和46年以前)のものは約8.4万㎡(約18%)あります。

そして20年後の令和23年には、これらの建築物全てが築50年以上になることが予測され、建物の更新や長寿命化には多くの投資的経費を要することからも、建築物の長期使用への対応は先送りできない課題となっています。



— 図表4 建築物の長期使用の進行 —



— 図表5 公共施設の建築年別整備面積 —

### (3) 公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移

地方公会計制度の統一的な基準により平成 28 年度分より整備を進めてきた固定資産台帳を活用して、公共施設の長期使用の状況を示します。

固定資産台帳をもとに、償却資産の取得価額（物品を除く）に対する減価償却累計額（物品を除く）の割合を算出したものが「有形固定資産減価償却率」です。

この率により、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。よってこの値が高くなるほど、償却資産の老朽化が進行し、その維持・更新等に費用を要することとなるため、低い方が望ましい率と言えます。

なお、この率は、資産の取得からの時間経過とともに増加しますが、減価償却額を、建物の新規取得や耐震補強工事、長寿命化工事等により取得価額の増加が上回る場合や、建物の除却等が進められた場合には減少します。

令和元年度末現在の固定資産台帳（以下、特記しない場合は単に「固定資産台帳」と表記します。）による、公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移は、次のとおりです。

公共建築物分類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市民文化系施設	44.6%	43.8%	46.2%	48.4%
社会教育系施設	39.3%	40.8%	42.8%	45.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	53.0%	54.9%	53.9%	54.9%
学校教育系施設	57.0%	59.1%	61.2%	62.9%
子育て支援施設	68.1%	60.9%	62.3%	64.8%
保健福祉系施設	65.0%	58.5%	61.2%	63.6%
行政系施設	63.1%	64.9%	65.5%	67.3%
供給処理施設	29.3%	32.8%	11.3%	15.4%
医療施設	62.1%	62.9%	63.4%	64.5%
公営住宅	43.1%	45.2%	41.3%	43.8%
その他施設	77.4%	79.0%	80.8%	82.5%

— 図表 6 公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移 —

## 2 公共インフラ

### (1) 公共インフラの保有状況と推移

令和3年3月末時点において、本市が管理している公共インフラのうち、ライフラインである道路や上下水道に係る主な施設の保有状況は、道路が1,882路線（延長約742km）、橋梁が82本（延長約5.3km）、上水道の管路が延長約918km・施設が39箇所、下水道の管路が延長約713km・施設が25箇所などとなっています。

平成26年3月末時点と比較すると、道路の総延長はほぼ変わらず、上水道の管路延長が約12km、下水道の管路延長が約54km・施設が1箇所増加しています。一方で、施設の廃止や更新等により、橋梁の本数や上水道施設の延床面積は減少しました。

公共インフラ分類		平成26年3月末時点			令和3年3月末時点		
		箇所数	延長(km)	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	延長(km)	面積(m <sup>2</sup> )
道路		1,883 路線	742	5,217,775	1,882 路線	742	5,274,728
橋梁	橋長15m以上	84 本	—	—	82 本	—	—
	橋長15m以下	388 本			359 本		
	合計	472 本	*5.4	37,129	441 本	*5.3	35,963
上水道	管路	—	906	—	—	918	—
	揚水場	2 箇所	—	873	2 箇所	—	873
	ポンプ場、配水場・配水池	23 箇所	—	3,292	23 箇所	—	2,642
	制御所、監視所	8 箇所	—	97	8 箇所	—	97
	簡易水道浄水場	6 箇所	—	294	6 箇所	—	294
	合計	39 箇所	—	4,556	39 箇所	—	3,906
下水道	管路	—	659	—	—	713	—
	処理場(公共下水)	1 箇所	—	24,160	1 箇所	—	*25,154
	ポンプ場(公共下水)	6 箇所	—	6,139	6 箇所	—	6,089
	処理場(集落排水)	16 箇所	—	1,619	17 箇所	—	2,910
	処理場(コミプラ)	1 箇所	—	52	1 箇所	—	52
	合計	24 箇所	—	31,970	25 箇所	—	34,205

※橋梁延長は道路延長に含む。 ※上下水道施設の面積は建築物の延床面積。

※下水道の処理場(公共下水)の面積には、更新に伴い使用停止した施設の面積(18,869m<sup>2</sup>)を含む。

－ 図表7 分類別の延長・面積の割合と推移 －

## (2) 公共インフラの整備面積別等推移

公共インフラについても、長期使用施設が増えています。例えば橋梁では、令和3年3月末現在での441本のうち、橋長15m以上のものは82本が整備され、そのうち築30年以上（平成3年以前）を経過しているものは56本（68.3%）あり、20年後の令和23年では80本（97.6%）となります。

揚水場、配水場などの上水道施設では、令和3年3月末現在で39施設、延床面積3,906㎡が整備され、そのうち築30年以上を経過しているものは3,217㎡（82.4%）あり、20年後の令和23年では3,820㎡（97.8%）となります。

処理場、ポンプ場などの下水道施設では、令和3年3月末現在で25施設、延床面積15,336㎡が整備され、そのうち築30年以上を経過しているものは9,192㎡（59.9%）あり、20年後の令和23年では15,311㎡（99.8%）となります。

令和3年3月末現在

公共インフラ分類	令和3年	令和23年 (20年後)
橋梁（橋長15m以上：82本）	56本 68.3%	80本 97.6%
上水道施設（39施設・3,906㎡）	3,217㎡ 82.4%	3,820㎡ 97.8%
下水道施設（25施設・15,336㎡）	9,192㎡ 59.9%	15,311㎡ 99.8%

— 図表8 築30年を経過する公共インフラの一例 —

## (3) 公共インフラの有形固定資産減価償却率の推移

公共建築物と同様の算出方法による、公共インフラの有形固定資産減価償却率の推移は、次のとおりです。

公共インフラ分類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
道路・道路施設	59.2%	60.3%	61.5%	62.6%
林道施設	49.2%	50.9%	52.4%	54.1%
上水道施設	-	-	51.1%	51.0%
下水道施設	61.0%	63.2%	26.4%	27.9%

— 図表9 公共インフラの有形固定資産減価償却率の推移 —

### 3 人口構造の変化

本市の人口は、平成22年と令和2年の10年間を比較すると、高齢人口（65歳以上）が約5,300人増加する一方、生産年齢人口（15歳～64歳）が約4,500人、年少人口（15歳未満）が約2,000人減少しており、年少人口は全国平均よりやや高い割合であるものの、少子高齢化傾向が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成30年推計）によると、今後30年間（平成27年～令和27年）で、生産年齢人口が約17,000人減少（約27%減）するのに対し、高齢人口は約2,000人増加（約8%増）し、令和7年には高齢人口割合が3割を超えることが見込まれます。ただし、令和2年の国勢調査人口は同年の推計人口より約1,500人上振れしており、後年の人口推計に影響することが推測されます。

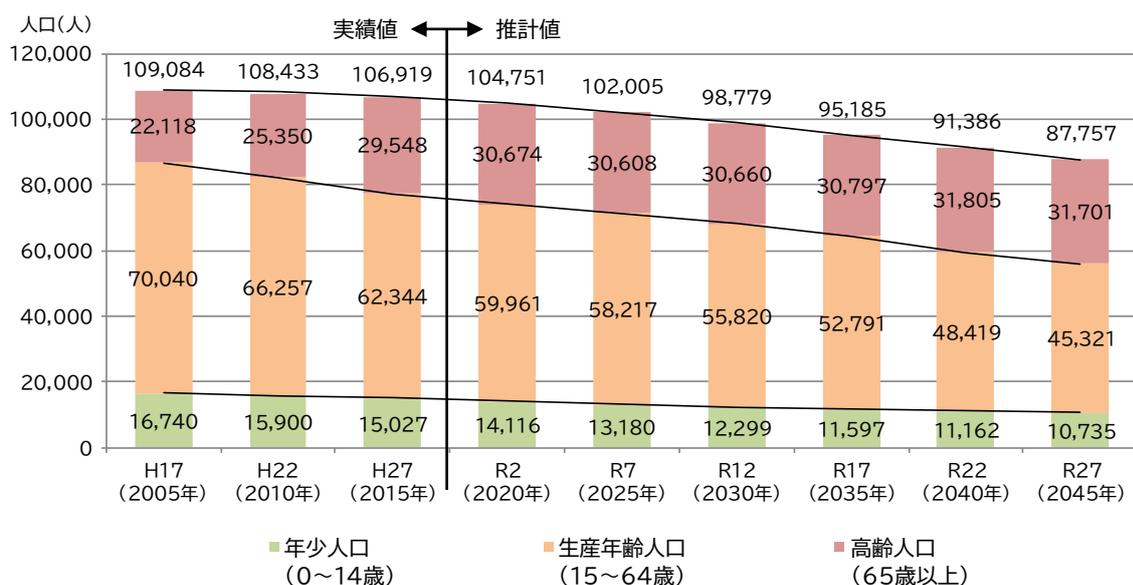
しかしながら、全体としての人口減少傾向や、人口構造の変化に伴う新たな社会ニーズへの対応は引き続き迫られることになるため、将来を見据えた公共施設のあり方の見直しが必要であると言えます。

令和2年10月現在

		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (14～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	合計
全国計	人口(人)	15,031,602	75,087,865	36,026,632	126,146,099
	割合(%)	11.9	59.5	28.6	100.0
小松市計	人口(人)	13,857	61,671	30,688	106,216
	割合(%)	13.0	58.1	28.9	100.0

※令和2年国勢調査結果のうち、不詳の人口にあん分等を施した不詳補完値を掲載。

— 図表10 年齢別人口構成の比較 —



※実績値：国勢調査、推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計人口

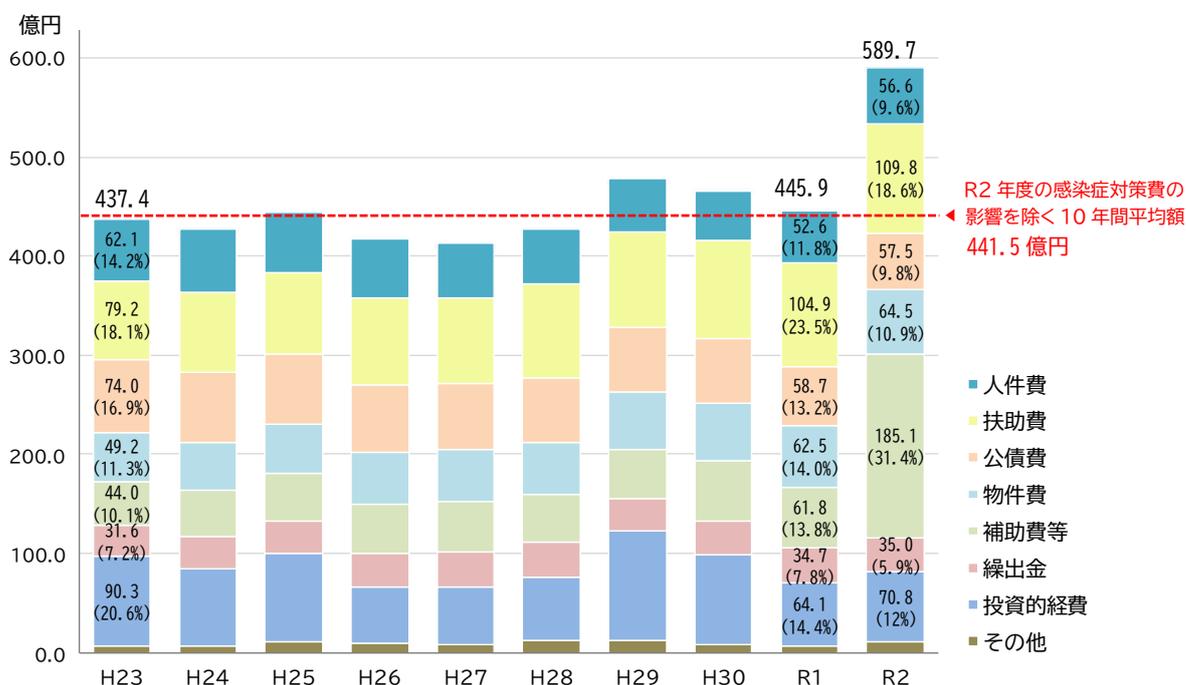
— 図表11 小松市の将来人口推計 —

## 4 財政の状況

令和2年度（2020年度）の歳出決算額（普通会計決算）は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国庫補助金等（約130億円）の影響により他年度に比べ突出しているものの、この影響を除いた場合の過去10年間の平均額は441.5億円となっています。この他扶助費が109.8億円、公債費が57.5億円などとなっています。

その中でも、高齢化の影響による扶助費は増加し続けており、10年前に比べ20億円以上増加して年100億円を超えており、歳出全体に対するウエイトが高まっています。生産年齢人口の減少等による収収の大きな伸びが期待できない中、今後もこの傾向は続くことが予想されます。また、本市では、市債残高の圧縮を進めてきましたが、全会計では1,189億円（令和2年度末）と引き続き高い水準にあります。

このような状況の下で、普通建設事業など自治体の資本形成に向けられる投資的経費（普通会計決算）は、平成23年度の90.3億円から令和2年度は70.8億円へと縮小傾向にあります。資材費や労務単価の上昇等による維持管理・将来更新費用の負担増の中で、扶助費や市債残高を考慮しながら、限りある財源から投資的経費を始めその他の経費に配分していくこととなり、今後も厳しい財政運営が見込まれます。



— 図表 12 歳出決算額（普通会計決算）の推移 —

## 5 これまでの取組状況

公共施設マネジメント計画の策定からこれまでの代表的な取組については、次のとおりです。

### ① 地域や利用者、社会ニーズ等に対応した施設整理

音楽交流施設の民間譲渡を行い、カフェや宿泊等民間の発想による活用が進んでいます。また、利用状況等に基づき対話を重ねながら地域の集会・研修施設4箇所の地元譲渡などを進めてきました。

保育施設についても、「保育所統廃合・民営化計画」の推進により、市立10保育所を民間移管や認定こども園への移行、令和4年度中の更なる統合の予定により、公立施設は認定こども園3箇所・保育所1箇所となります。施設数のスリム化はもとより、民間保育所を含めた認定こども園へ移行を進めたことで、子どもの受入幅の拡大や特色ある保育の推進にも寄与しています。

そして、山間部の松東地区では、3小学校と1中学校を統合、中学校校舎を改修して、令和3年度から義務教育学校として新しい教育体制が始動しています。

### ② 時代を見据えた各種施設の改修・機能アップ等

施設整備や改修にあたっては、北陸新幹線の延伸や東京オリンピック・パラリンピックを見据え、小松運動公園や木場潟公園内のスポーツ施設、コミュニティセンター、対外交流施設等の機能アップ、バリアフリー対応等を進め、快適な環境下でのスポーツや文化活動の振興、国内外との交流の推進を図ってきました。

### ③ 個別施設計画、長寿命化計画の策定

計画策定時マネジメントに未着手であった公共建築物等を中心に、個別施設計画を順次策定するとともに、橋梁、公園、下水道などの公共インフラや市営住宅、学校などの公共建築物においては、各専門部署で長寿命化計画を策定し、各計画に基づいた事業予算の確保と適切な改修・更新等を行ってきました。

### ④ 予防保全型の維持管理の推進

小松市役所環境マネジメントシステム「KEMS (Komatsu Environment Management-System)」により、電気使用量や水道使用量などのモニタリング（監視）を行い、異常値の早期発見による費用の節減や不具合の解消等を行ってきました。

また、3Dソフトによる設計やAIを活用したインフラ点検、ICT建機による施工等新技術の活用にも積極的に取り組み、省力化や効率的な施工・監理を推進してきました。

### Ⅲ 公共施設の維持管理・更新等の経費

#### 1 現在の維持管理経費

固定資産台帳を基に積算した現在の主要な公共施設全体の維持管理経費は年間約141億円であり、その内訳は公共建築物が約86億円（約61%）、公共インフラが約54億円（約39%）となっています。

公共建築物分類	施設数	維持管理経費 (億円)	公共建築物分類	施設数	維持管理経費 (億円)
市民文化系施設	5	3.9	行政系施設	24	3.8
社会教育系施設	116	12.1	供給処理施設	2	5.1
スポーツ・レクリエーション施設	54	6.1	医療施設	4	36.7
学校教育系施設	34	12.1	公営住宅	14	2.8
子育て支援施設	21	2.0	その他施設	8	1.1
保健福祉系施設	5	0.6	合 計	287	86.4

公共インフラ分類	維持管理経費 (億円)	公共インフラ分類	維持管理経費 (億円)
道路・林道施設	33.5	公園	0.6
上下水道施設	20.3	合 計	54.4

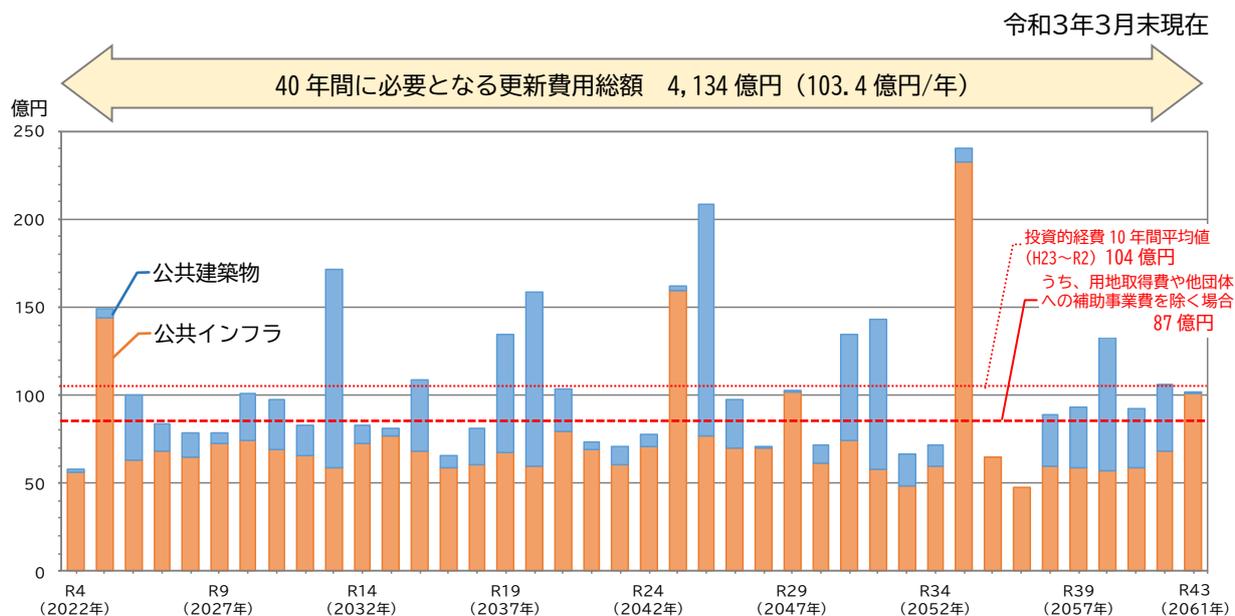
— 図表 13 分類別の維持管理経費 —

#### 2 将来経費の見込み

##### (1) 単純更新した場合の見込み

固定資産台帳を基に、現在の公共建築物及び公共インフラを全て更新する場合、令和4年度から40年間の更新費用の試算総額は約4,134億円（公共建築物1,126億円+公共インフラ3,008億円）となります。これを1年あたりに換算すると、毎年約103.4億円（公共建築物28.2億円+公共インフラ75.2億円）の経費が必要となります。

直近10年間（平成23年度～令和2年度）の平均の投資的経費は約104億円（普通会計、水道会計、下水道会計、病院会計等の施設の新設、大規模改修・更新等のための普通建設事業費の合計）、このうち用地取得費や他団体への補助事業費等を除くと約87億円であり、今後、税収の大きな伸びが期待できない中、すべての公共施設をそのままの状態に更新することは困難な状況にあると言えます。

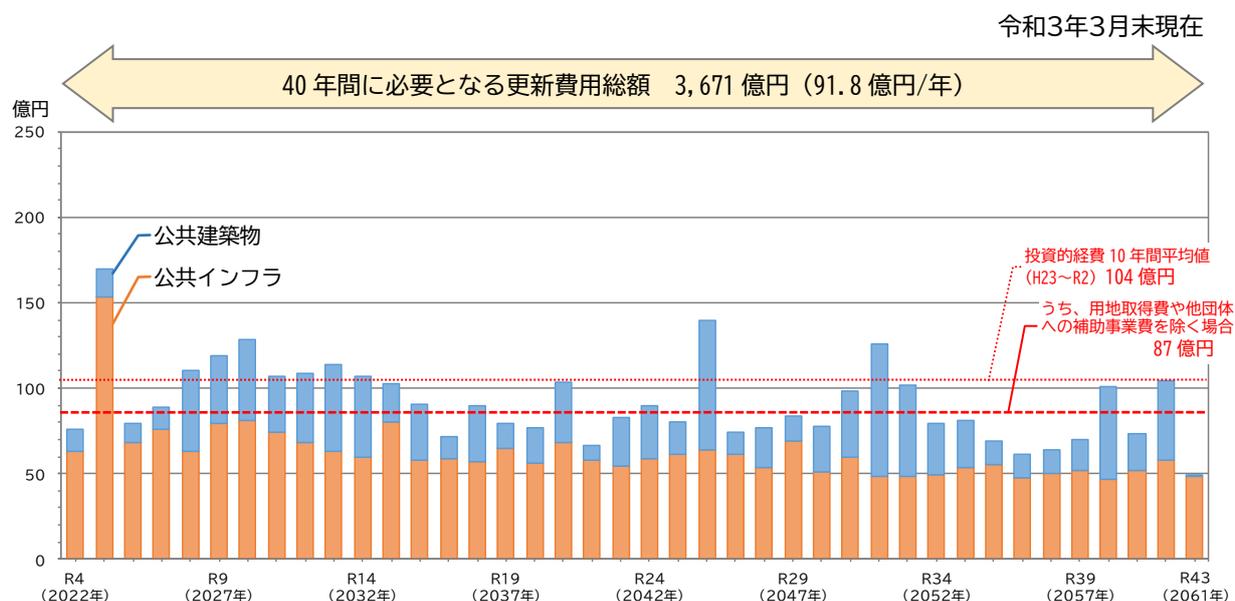


— 図表 14 単純更新した場合の将来更新費用の推計 —

## (2) 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果額

現在各施設で策定した個別施設計画や長寿命化計画を反映した場合、令和4年度から40年間の更新費用総額は約3,671億円（公共建築物1,177億円＋公共インフラ2,494億円）、年平均では約91.8億円（公共建築物29.4億円＋公共インフラ62.4億円）と、単純更新の場合に比べ約463億円の縮減や平準化が試算されるものの、依然として、用地取得費等を除く直近10年平均の投資的経費を上回ります。

さらに、社会経済情勢の変化による今後の資材費や労務単価の上昇などを見込むと、長寿命化対策等を講じたとしても、維持管理・更新費用は過大となるため、公的負担の軽減を含めた総合的な検討が必要な状況にあると言えます。



— 図表 15 長寿命化対策を反映した場合の将来更新費用の推計 —

## IV 公共施設マネジメントの基本的な考え方

### 1 基本方針

人口構成、社会環境、ライフスタイルの変化、技術の進展、今後の維持管理コスト等を見通して、総合的かつ長期的な観点から、引き続き公共施設マネジメントを推進するため、次の4つの基本方針を定めます。

また、本章及び次章の考え方のもと、全体最適化につながる数値目標や施設の維持管理基準、改善計画等を別に定め、マネジメントを推進します。

#### ～ 公共施設マネジメント基本方針 2022（令和3年度改訂）～

- (1) 市民生活の向上や、人々の交流を呼び・好循環を生み出す財産として、**施設の機能と提供サービスの質を高めます。**
- (2) 市民・利用者の安全安心や、消費エネルギーなど地球環境にも配慮した、**適切な施設の保全を続けます。**
- (3) 民間のノウハウや優れた技術の活用、市民との対話を重視して、**皆さんとともに、より良い施設を創ります。**
- (4) 人口構成や生活スタイルの変化への対応と、持続可能な行財政のため、**施設の機能転換、統合、廃止・処分を進めます。**

- (1) 市民生活の向上や、人々の交流を呼び・好循環を生み出す財産として、**施設の機能と提供サービスの質を高めます。**

#### ① 利用者目線や長期的視点による施設の魅力と価値の向上

市民ニーズや満足度の多様化に対応した公共サービスを提供するため、施設的环境改善に努めていきます。また、北陸新幹線の延伸など地方創生につながる様々な好機を捉え、施設機能の新たな魅力を創出して、稼働率や利用率のアップを図り、より利用価値の高い公共施設としていきます。

#### ② ライフサイクルコスト(LCC)を意識した施設運営

一般的に初期建設費の4倍以上の費用を要するとされるランニングコストを含め、施設の生涯コストの抑制や費用の平準化に取り組み、コストに関するデータを蓄積・見える化し、施設運営や利用料・使用料、施設量の見直し等に活用します。

(2) 市民・利用者の安全安心や、消費エネルギーなど地球環境にも配慮した、適切な施設の保全を続けます。

① 適切な点検・診断の実施

刻々と変化する劣化や損傷の進行度合いに対して、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」の構築に努め、長寿命化計画等に反映させていきます。

② 予防保全型の維持管理・更新

引き続き、予防保全型の維持管理の導入を推進し、定期的な点検・診断を通じて、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を行うことで、公共施設等の長寿命化を図るとともに、優先付けをして計画的な改修・更新を行います。

③ 利用者の安全確保

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。安全確保にあたっては、防災上の観点や利用の状況・ニーズ等から、対応の優先度を検討します。

④ 耐震化等防災への取組

気候変動の影響等により頻発化・激甚化する風水害や全国各地で発生する地震を受け、公共施設の防災拠点としての役割が高まっています。特に、避難所となる公共施設等については、電気・水道などのライフラインの安定確保が重要です。

これまでにも、避難所機能の強化にもつながる学校の耐震化の完了などに取り組んできましたが、今後も避難所機能を有する施設の大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性を始め、発電設備や給水設備等の災害対策機能の強化など危機対応力(レジリエンス)の向上についても考慮していきます。

⑤ 長寿命化の推進

総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全により、大規模修繕や更新等を回避する公共施設等の長寿命化を図ります。

⑥ 環境負荷の軽減

国連が提起するSDGs（持続可能な開発目標）や二酸化炭素排出量の実質ゼロのゼロカーボンの達成に向けて、例えば、施設等の使用エネルギーの再生可能エネルギー化や消費量のモニタリング、整備・改修時の環境配慮型の工法等の採用など、環境負荷軽減の視点を施設マネジメントにも取り入れ、推進します。

(3) 民間のノウハウや優れた技術の活用、市民との対話を重視して、皆さんとともに、より良い施設を創ります。

① 民間活力の積極導入による施設運営・整備

公共サービスの質を適切なコストで提供するため、施設の運営や整備あたっては、民間のノウハウを最大限に活用できる仕組みである、指定管理者制度、民間委託、PFI（民間資金等を活用した社会資本整備）など、公と民が連携したPPP（民間との協働による公共サービスの提供手法）の導入を推進します。

また、公募やサウンディング（民間事業者等と意見交換を通し、事業に対し様々なアイデアや意見を把握する調査）等を通じて、柔軟かつ大胆な発想で施設の維持管理や今後のあり方を検討します。

特に、新たな施設整備の際は、VFM（支払に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方）や長期的な施設保有量を踏まえた費用対効果を十分検証して行うとともに、多機能化や複合化の視点からも検討することとします。

また、町内会や市民の協力を得て、維持管理の実施やこれからの施設のあり方を、対話を重ね検討するなど、参加型まちづくりの機会拡大にもつなげます。

② ユニバーサルデザイン化の推進

車いす用駐車場の設置やトイレの洋式化（目標とする全体の80%を達成）、自動水栓化等、公共施設のバリアフリー化や衛生環境の向上を進めてきました。これらの取組に加え、今後は、年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人の快適な利用を目指してさらに視野を広げ、ソフト・ハードの両面から施設機能やサービス内容等を検討し、充実を図ります。

(4) 人口構成や生活スタイルの変化への対応と、持続可能な行財政のため、施設の機能転換、統合、廃止・処分を進めます。

① 機能転換、統合、廃止等について

様々な環境変化の中で、市民ニーズの量や質は時代と共に変容していきます。現在又は今後の公共施設に求められる役割や利用状況、また、人口や財政運営の状況等を見極め、ニーズが変化したもの、あるいはニーズが大幅に減少した施設については、機能転換、統合、廃止により、公的負担の適性化を図ります。

その際も、単に面積縮減を目的とするのではなく、代替機能や施設の確保、民間サービスへの代替可能性など、既存のニーズに留意しながら検討を図ります。

② 未利用資産の活用や処分

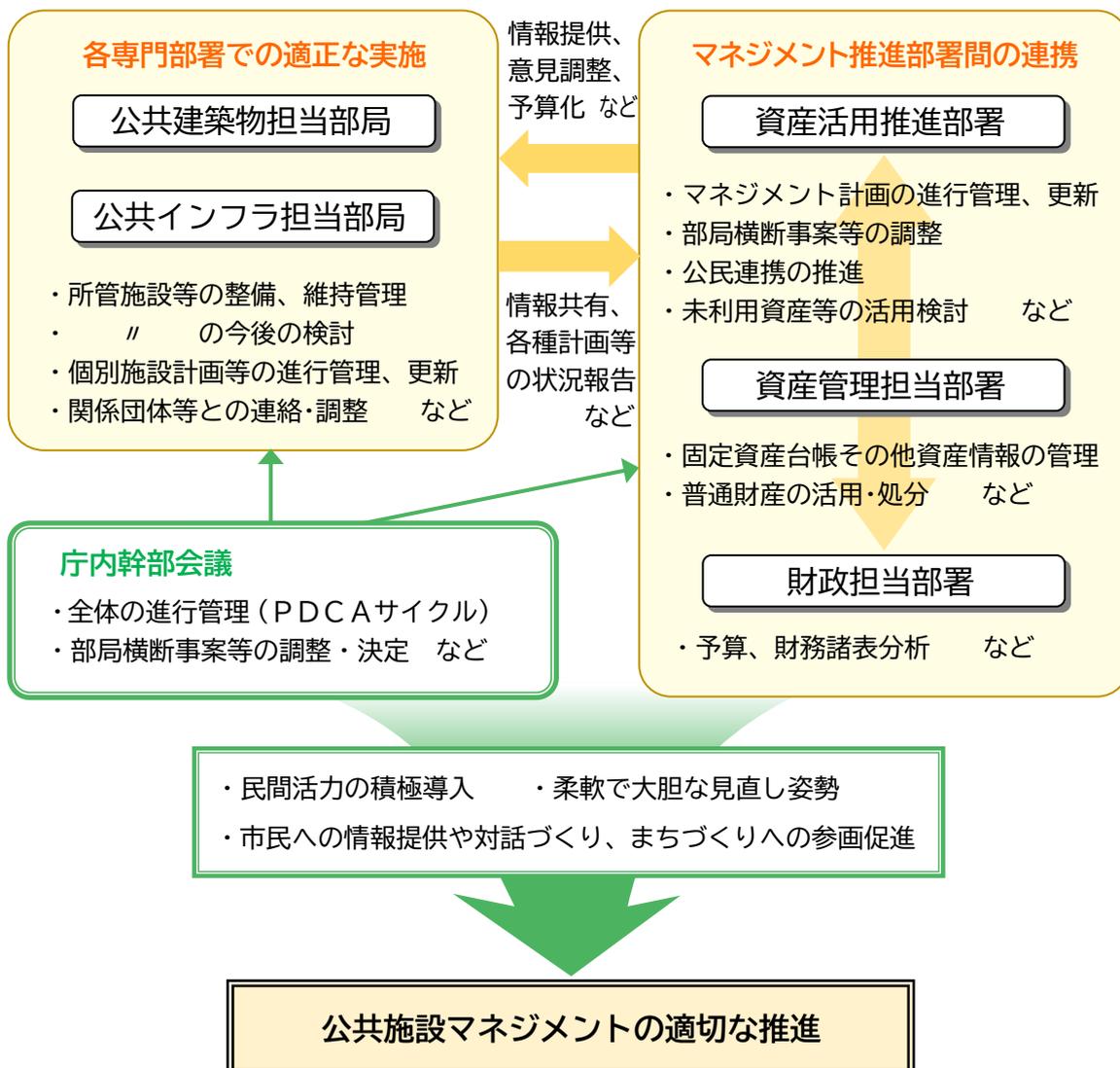
用途廃止された資産や売却可能資産等の未利用資産（建物や土地等）は、公募や地元の意向を踏まえた利活用の検討や売却等を行い、資産利用の最適化、及び将来の維持管理等に係る負担の軽減を図ります。

## 2 計画の推進体制とPDCAサイクル

公共施設マネジメントに必要な固定資産台帳を始め、資産情報等は資産管理担当部署が収集・データベース化して「見える化」を図るとともに、資産活用推進部署が、マネジメントを総括する役割となり、その他各専門部署の現場力を活かして、連携しながら全庁的体制で機動的に進めていきます。

特に、エリア一帯の施設群に関する、施設類型すなわち所管部局横断的な事案等の検討にあたっては、資産活用推進部署が部局間の調整等を行うことで、検討の効果を高めていきます。

また、個別施設計画や長寿命化計画の進捗（各公共施設のマネジメント進行状況）の分析・評価、計画の見直しや次期計画の策定等は、庁内幹部会議等を通じて共有し、PDCA（plan→do→check→action）サイクルを機能させるとともに、関係団体や市民等への情報提供・意見集約等を図り、コンセンサスを得ながら適正に進めていきます。



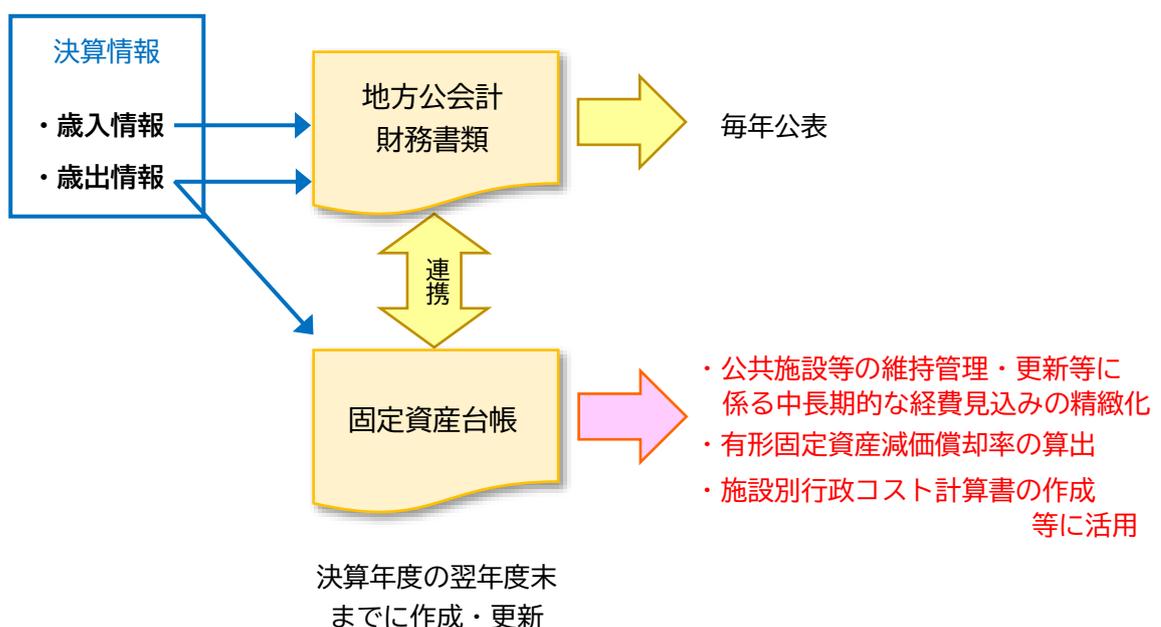
### 3 地方公会計（固定資産台帳）の活用

総務省による「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日総財務第 14 号通知）に基づき、全国の地方公共団体で作成が要請された統一的な基準による財務書類では、自治体が所有する全ての資産を網羅的に把握し、会計情報と連動した財産管理の要素を取り入れた「固定資産台帳」の整備が前提とされたことから、本市でも平成 28 年度分より固定資産台帳の本格的な整備を進めてきました。

地方公共団体においては、これまで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定される公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を整備・保有してきましたが、これらの台帳は、主に数量面（面積や個数）を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的としているものでした。

これに対し、地方公会計の情報、特に会計情報と連動し、資産ごとの金額情報を有している固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化のほか、事業用・施設別のセグメント分析等にも活用できるものとなっています。

本計画に基づく具体的な取組等の検討においても、固定資産台帳から算出可能な有形固定資産減価償却率の推移等は、施設の長期使用等の状況を把握するために有用であることから、今後とも、毎年度、決算年度の翌年度末までに、固定資産台帳及び財務書類の適切な作成・更新を進め、公共施設マネジメント計画にも活用していきます。



## V 施設類型別のマネジメントの考え方

### 1 公共建築物

#### (1) 公共建築物の状況

主な公共建築物の状況は、以下のとおりです。

令和3年3月末現在

公共建築物分類		施設数	延床面積 (㎡)	割合	主な施設
大分類	中分類				
市民文化系施設	文化施設	3	19,553	4.1%	公会堂(1)、こまつ芸術劇場(1)、市民センター(1)
	その他文化施設	2	434	0.1%	松雲堂(1)、茶室(1)
社会教育系施設	集会施設	99	29,234	6.2%	地区公民館(4)、学習等供用施設(88)、地域集会・研修施設(7)
	図書館	3	3,685	0.8%	本館(1)、南部地区(1)、絵本館(1)
	博物館等	14	15,391	3.2%	博物館(1)、美術館(3)、埋文センター(1)、曳山交流館(1)、サイエンスヒルズ(1)、展示館・資料館(7)
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	29	58,324	12.3%	野球場(1)、陸上競技場(1)、体育館(12)、プール(3)、テニスコート(2)、相撲場(2)、スポーツセンター(1)、こまつドーム(1)、その他(6)
	レクリエーション施設・保養施設	25	21,629	4.6%	保養・研修施設(9)、体験施設(7)、物販施設(3)、キャンプ・広場(3)、スキー場(1)、その他(2)
学校教育系施設	学校	33	182,193	38.4%	市立高校(1)、中学校(9)、小学校(22)、義務教育学校(1※R3年度開校)
	その他教育施設	1	648	0.1%	教育研究センター(1)
子育て支援施設	幼児・児童施設	16	2,830	0.6%	子育てセンター(10)、児童センター(5)、保育ルーム(1)
	保育所等	5	2,983	0.6%	保育所(3)、認定こども園(2)
保健福祉系施設	高齢福祉施設	1	1,120	0.2%	千松閣(1)
	児童福祉施設	1	0	0.0%	親子つどいの広場(1)(間借り)
	保健・社会福祉施設	3	4,446	0.9%	サンアビ(1)、すこやかセンター(1)、南部いきいきオアシス(1)
行政系施設	庁舎等	2	17,222	3.6%	本庁舎(1)、支所(1)
	消防施設	20	7,945	1.7%	庁舎、消防署(2)、出張所(3)、分団施設(15)
	その他行政施設	2	642	0.1%	タウンオアシス(1)、その他(1)
供給処理施設	供給処理施設	2	12,027	2.5%	クリーンセンター(1)、リサイクルセンター(1)
医療施設	医療施設	4	32,224	6.8%	本院(1)、診療所(3)
公営住宅	市営住宅	14	46,283	9.8%	市営住宅(14)
その他施設	未利用施設	6	14,001	3.0%	旧保育所・学校(3)、旧共同艇庫(1)、旧高齢者生産活動センター(1)、旧環境美化センター(1)
	普通財産化施設	2	1,179	0.2%	旧市立保育所(2)
合計		287	473,994	100%	

— 図表 16 公共建築物の類型別一覧 —

## (2) 施設類型別の基本的な方針

公共施設がもたらす市民サービスをより良いものとする一方で、維持管理コストは平準化や低減を図るなど、限りある財源の中で、より良好なバランスを確保し、次世代が大きな負担を背負い込むことがないようにしなければなりません。

そのため、公共施設の全体最適化やまちの活力向上を目指す上で、公的負担の適性化に考慮しながら、計画的な予防保全による長寿命化や、必要な整備を図るとともに、各種施設の今後のあり方について、築年数や改修時期、施設の有するスペック、利用状況やニーズ等を捉えた上での大胆な発想による見直しにも取り組みます。

また、今後の施設の運営や見直し、整備にあたっては、民間委託や民営化、PPPの手法による民間資金の活用、財源の工夫等についても柔軟に検討していきます。

### ① 市民文化系施設、社会教育系施設

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口構成や生活スタイルの変化を踏まえた、市民生活の向上に有意義な施設としての更新や複合化、再配置、使用スペース等の見直しの推進</li> <li>・文化施設等は、本市の厚みある歴史文化の発信拠点としての、施設サービスの向上や所要の機能充実にに向けた整備</li> <li>・さらなる民間活力の導入余地の検討と実施</li> <li>・全体最適の視点を踏まえた上での施設維持と、計画的な予防保全による長寿命化</li> </ul>

この類型の施設は、音楽や芸術・文化活動、地域ぐるみの健康増進活動等を行う市民や団体に多く利用されています。人口構造や社会環境の変化の中で、利用実態やニーズ等を踏まえながら、計画的な予防保全による長寿命化を図る一方、低稼働の施設やスペースの利用形態の見直しや、他用途施設との複合化、再配置等により、より効果的・効率的な管理運営を検討していきます。

特に、公会堂(昭和34年造)、博物館(昭和43年造)、市立図書館(昭和56年造)など、この類型の施設が集積する芦城公園一帯の施設群は、建物経年が進行し、設備等を中心に更新時期を迎えています。市立図書館については、未来型図書館構想の推進と合わせて今後のあり方が検討されており、公会堂その他の周辺施設についても、一帯の将来像とそれを踏まえた各施設の役割・機能等を検討していきます。

また、地域住民などに利用が限定的な集会・研修施設等は、引き続き、財源を工夫しながら維持管理するとともに、地元を中心とした譲渡等を検討します。

## ② スポーツ・レクリエーション系施設

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の心身の健康増進や防災機能を捉えた更新や適正化の推進</li> <li>・北陸新幹線開業やアフターコロナの本市の活力向上を見据えた、スポーツビジネスや観光産業振興の視点を取り入れた利用形態の見直しや所要の機能整備</li> <li>・さらなる民間活力の導入余地の検討と実施</li> <li>・全体最適の視点を踏まえた上での施設維持と、計画的な予防保全による長寿命化</li> </ul>

このタイプの施設には大規模なものが多く、多額の維持管理経費を要することから、利用実態やニーズ等を踏まえ、市と市民が将来を見据えて今後の施設の方向性を共有していく必要があります。

施設維持については、公民連携による運営形態や、運営・改修等に係る財源の工夫、計画的な予防保全による長寿命化を進めるとともに、多目的な活用や特長あるサービスの提供など、地方創生にもつながる新たな需要や魅力の創出等につながる活用や所要の整備についても検討していきます。

例えば、こまつドームのアリーナ（平成9年造）は、近い将来に人工芝や照明等の設備改修に数億円単位の更新費用の必要が見込まれることから、将来を見通して、改修がひっ迫化する前に、北陸有数のスペックを大いに活かせるような活用可能性について検討を図ります。その他のスポーツ施設も、機能アップを図る一方で、建物経年やスポーツ振興等様々な視点から全体の最適化を検討します。

## ③ 学校教育系施設

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全性や利便性に配慮した長寿命化や所要の機能充実に向けた整備</li> <li>・人口構成の変化による長期的視点や教育環境・制度の変化を捉えた上での、教育の質の向上に資するための学校全体の将来像や適正数等の検討</li> <li>・施設の多面的な利活用可能性の検討</li> </ul>

本市の保有する公共施設のうち、総延床面積で4割近くを占める施設であり、全体の有形固定資産減価償却率（老朽化率）も約63%となっていることから、今後数年のマネジメントにおいても重要な部門と言えます。

各校舎の耐震化は完了し非常時の防災拠点としての役割を担うとともに、今後も、長寿命化計画に基づく計画的な予防保全を推進するとともに、年少人口の減

少や地区ごとでの偏在化、また、教育制度全般や教育の質の向上の観点から、施設活用の最適化が図られるよう、多角的な検討を進めていきます。

#### ④ 子育て支援施設、保健福祉系施設

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援施設についての、人口構成や生活スタイルの変化を踏まえた、子育て環境の向上に有意義な施設としての更新や複合化、再配置の実施</li> <li>・ 保健福祉系施設についての、多様性への配慮や人口構成の変化を踏まえた、福祉環境の向上に有意義な施設としての更新や複合化、再配置の実施</li> <li>・ 安全性や利便性に配慮した所要の機能改修、施設サービス向上の推進</li> <li>・ さらなる民間活力の導入余地の検討と実施</li> </ul>

子育て支援施設については、保護者の就労環境の変化や子どもの発達等に柔軟に対応したサービスが求められている中で、サービス内容と必要な施設機能等をよく精査した上で、適正規模の中でソフト・ハードの両面で充実を図ります。

そのうち保育施設については、松東地区の2つの保育所を統合した新たな認定こども園の完成により、統廃合・民営化計画に目処が付いており、今後は、築年数を経過している施設（認定こども園だいいち（昭和47年造）、やたの認定こども園あおぞら（昭和51年造）等）について、公立施設としての存続理由を踏まえた上で、改修や建替えなど今後の施設維持について検討していきます。

保健福祉系施設についても、人口構造の変化や社会の多様性の観点から、新たな機能の付加や適切な機能配置について検討していきます。

例えば、建物や設備の劣化が進行する老人福祉センター千松閣（昭和49年造）の存廃や、今後の福祉政策等を踏まえたサン・アビリティーズ（昭和60年造）のより良い活用等について、利用ニーズも踏まえながら検討を進めます。

#### ⑤ 公営住宅（市営住宅等）

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅困窮者等に対する公平で効率的な住宅政策の検討</li> <li>・ 安全性や利便性に配慮した所要の機能改修、施設サービス向上の推進</li> <li>・ 全体最適の視点を踏まえた上での施設維持と、長寿命化計画に基づく、計画的な予防保全による長寿命化や改修・更新</li> </ul>

長寿命化計画により、維持管理を継続するものと、建築経年や立地環境等から縮減・他施設に集約を図るものに区分しており、継続する施設は、今後も予防保全による効果的・効率的な更新を実施します。

一方で、地域優良賃貸住宅を整備したように、今後も公営住宅に対する需要の変化を捉えた対応を図るとともに、民間住宅の活用や管理コストの抑制の検討や、長寿命化計画の適時見直し等にも取り組みます。

## ⑥ 行政系施設、その他の施設

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な予防保全による長寿命化と将来の更新時等の適正規模の検討</li> <li>・ 行政系施設についての、地区別の人口構成や機能配置バランス、市民ニーズ等を考慮した更新や複合化、再配置の検討</li> <li>・ 行政サービスの質や効率性の向上に資する、民間活力の導入や公民連携の積極推進</li> <li>・ 民間活用をベースとした未利用資産の早期活用や処分の推進</li> <li>・ 適正価格・基準等による普通財産の貸付や売却の推進</li> </ul>

市役所や支所等の機能維持については、電子化や事務効率化の観点を含めて検討し、適切な機能配置や余剰スペースの創出、活用等を進めます。

消防署や消防関連施設についても、消防機能の広域化等の変化の中で、より良い機能配置や機能の充実等を検討し、市民サービスの向上を図ります。

また、未利用施設のうち、義務教育学校に統合された旧金野小学校や旧波佐谷小学校については、地域のニーズ等を踏まえた上で、民間活用をベースとしながら公共・民間を問わない提案を求め、早期の有効活用に向けて取り組みます。

その他の未利用施設や普通財産化した施設についても、適正な基準等の設定により、民間を中心とした貸付や売却等を推進します。

## ⑦ エリア別施設群

芦城公園周辺や小松駅周辺、小松空港周辺など、分野横断的な複数の施設が立地するエリアは、地域経済や地域交通等における重要拠点であり、資産活用推進部署と施設所管部署、都市計画部署等が連携して、各種施設の効果的な配置や集約、新たな整備のあり方等を検討し、個別施設計画や整備計画等に反映して、公共施設の全体最適化と市の活力向上につなげます。

## 2 公共インフラ

### (1) 公共インフラの状況

主な公共インフラの状況は、以下のとおりです。

令和3年3月末現在

公共インフラ分類		箇所数	延長(km)	面積(m <sup>2</sup> )	
道路・道路施設	道路	1,882 路線	742	5,274,728	
	照明灯	道路照明灯(独立式)	575 基	—	—
		道路照明灯(添架式)	375 基	—	—
		その他照明灯	15 基	—	—
		防犯灯	143 基	—	—
		合計	1,108 基	—	—
	橋梁	橋長15m以上	82 本	—	—
		橋長15m以下	359 本	—	—
		合計	441 本	※5.3	35,963
林道施設(橋梁、トンネル)		37 本	0.5	2,118	
排水機場(河川施設)		25 箇所	—	3,448	
上水道	管路	—	918	—	
	揚水場	2 箇所	—	873	
	ポンプ場、配水場・配水池	23 箇所	—	2,642	
	制御所、監視所	8 箇所	—	97	
	簡易水道浄水場	6 箇所	—	294	
	合計	39 箇所	—	3,906	
下水道	管路	—	713	—	
	処理場(公共下水)	1 箇所	—	※25,154	
	ポンプ場(公共下水)	6 箇所	—	6,089	
	処理場(集落排水)	17 箇所	—	2,910	
	処理場(コミプラ)	1 箇所	—	52	
	合計	25 箇所	—	34,204	
公園(都市公園)		85 箇所	—	911,300	

※橋梁延長は道路延長に含む。 ※上下水道施設の面積は建築物の延床面積。

※下水道の処理場(公共下水)の面積には、更新に伴い使用停止した施設の面積(18,869m<sup>2</sup>)を含む。

— 図表 17 公共インフラの類型別一覧 —

## (2) 施設類型別の基本的な方針

公共インフラについても、国が推進する「インフラ長寿命化基本計画」等を踏まえ、分類別の長寿命化計画を策定した上で、計画的な予防保全による長寿命化や、社会変化に応じた更新、廃止等を進めています。

引き続き、市民らが安心して公共サービスを楽しむことができるよう、持続可能なマネジメントに取り組みます。

公共インフラ分類		基本的な方針
道路・道路施設	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画の計画的更新と予防保全による長寿命化</li> <li>・幹線道と一般道の重要度別による管理指標の設定</li> <li>・測定車や巡視等での定期点検・診断、優先度に応じた補修等</li> <li>・利用需要の変化に応じた、計画の中止や廃止・撤去</li> </ul>
	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画の計画的更新と予防保全による長寿命化</li> <li>・分類別による管理目標や優先補修等の実施 (橋長15m以上のもの、緊急輸送道路上や道路を跨ぐもの、塩害の影響を受けるもの等の管理目標は高い)</li> <li>・A I 橋梁診断など効率化に資する新技術活用を推進</li> </ul>
林道施設(橋梁、トンネル)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画の計画的更新と予防保全による長寿命化</li> <li>・定期点検・診断に基づく管理カルテの作成、優先度による計画的補修等の実施</li> </ul>
排水機場(河川施設)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画の計画的更新と予防保全による長寿命化</li> <li>・リスク管理と並行した施設のライフサイクルコストの低減化</li> <li>・機能監視、診断、補修等の機動的かつ確実な実施</li> </ul>
上水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な財政収支に基づく施設更新等の計画的実行</li> <li>・予防保全型による、ライフサイクル全体にわたる水道施設の効率的かつ効果的な長寿命化</li> </ul>
下水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型による、ライフサイクルコストの低減化の観点を踏まえた、事故発生や機能停止の未然防止のためのレジリエンスに考慮した長寿命化</li> <li>・下水道施設運営・保全等の包括的民間委託の実施</li> </ul>
公園(都市公園)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検や修繕による安全性確保や機能保全</li> <li>・長寿命化計画の計画的更新と、公園内遊具を含む予防保全による長寿命化</li> <li>・定期的な健全度調査・判定と、施設更新等への活用</li> <li>・市民ニーズの把握による施設配置の再検討</li> </ul>

### ① 社会構造の変化や暮らしのニーズに応じた最適化

人口構造の変化による利用需要の増減や、社会環境の変化、また、都市計画や立地適正化計画等を踏まえた住宅・事業所等の立地状況等により、インフラに求められる役割や機能、規模も変化していくものと考えられることから、老朽化対策の検討に際しては、防災機能やユニバーサルデザインへの配慮など、多様化する社会ニーズへの対応のほか、市民ニーズや利用需要に基づいた適正規模と配置を図ります。

### ② 安全・安心の確保

予防保全型の維持管理を推進し、定期的な点検・診断結果に基づく修繕や、計画的な大規模改修を行います。これにより、市民生活や経済活動を支える重要基盤である公共インフラの安全性や良好な機能を積極的に確保し、市民の安心の向上につなげます。

また、日常点検の実施にあたっては、公共インフラ担当職員による日常パトロールとともに、AIやロボット等を活用した効果的・効率的な点検・分析等も推進します。加えて、市民や各種団体による施設の異常や不具合などの通報の充実や、道路、公園、その他公共施設の清掃活動など推進して、ライフラインの保全に市民とともに取り組みます。

### ③ 中長期的なコスト管理

公共インフラの持続的な機能維持のため、長寿命化計画や適性化計画の策定・改訂を推進した上で、中長期的なライフサイクルコストの縮減や、定期的な点検・診断結果等の情報をもとに、優先的・計画的な予防保全による長寿命化を図り、将来更新費用の平準化を進めます。

また、持続可能な機能維持のため、利用需要や維持改修経費の変動等を見通した、利用者負担等の適正化や、代替機能の確保等についても常に検討していきます。

### ④ 職員の技能向上と専門的体制の確立

計画の推進にあたっては、公共インフラ担当職員の設計・施工・監理・保全等に関する専門的知見や技術力等の能力向上をさらに進めるとともに、整備・維持管理に係る適切な指導・監理を受けられる組織体制の構築や、財源確保の工夫などにより、より効果的な維持管理体制を確立して取り組みます。

小松市公共施設マネジメント計画  
改訂版

発行 令和4年3月

発行者 小松市総合政策部管財総務課  
(令和4年4月から 総合政策部行政経営室が担当)

住所 石川県小松市小馬出町91番地

TEL 0761-24-8151  
(令和4年4月から 0761-24-8157)